

押印を求める手続等の見直しのための公正取引委員会関係規則の整備に関する規則案の概要

令和2年11月
公正取引委員会

1 背景等

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続^(注)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、公正取引委員会規則において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続等について、国民や事業者等の押印を不要とする等の改正をすることを予定している。

(注) 「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。

2 改正案の概要

(1) 以下に掲げる規則において、押印を求めている手続について、押印を不要とするための規定の見直し（様式の見直しを含む。）を行う。

- ・ 再販売価格維持契約の届出に関する規則
- ・ 中小企業等協同組合法第七条第三項の規定による届出に関する規則
- ・ 消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則
- ・ 公正取引委員会の意見聴取に関する規則

(2) 以下に掲げる規則において、押印を求めている手続について、押印を不要とするための規定の見直し（様式の見直しを含む。）を行うとともに、提出すべき文書が真正に作成されたものであること等を証する書類の添付を定める規定又は必要があると認めるときは提出すべき文書の内容が真正なものであることを確認する規定を設ける。

- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則
- ・ 公正取引委員会の審査に関する規則
- ・ 課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則
- ・ 公正取引委員会の確約手続に関する規則

(注) 添付書類については、押印を不要とすることで従前より事業者の負担増となることがないように、既存の書類の写し等を想定している。

(3) 課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則において、報告書の原本の提出を求めている手続について、書面の提出を不要とするための規定の見直しを行う。

(4) 公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則において、手続のオンライン化を推進するため、以下の規定の見直しを行う。

ア 申請時における氏名等を明らかにする措置の追加

氏名等を明らかにする措置として電子署名以外の措置も可能にするため、行政機関等が申請等を行った者を確認するための措置を別に定める場合は、電子署名に代えて当該措置を行えば足りる旨の規定を加える。

イ 処分通知時における氏名等を明らかにする措置の追加

処分通知時において上記アと同様に、氏名等を明らかにする措置に電子署名に代わる措置を加える。

(5) その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日

令和2年12月末（予定）

以上